

南房総市工事積算内訳公表要領

(趣旨)

第1条 公共事業の執行について、透明性を確保するために工事積算内訳を公表する。

(公表の内容)

第2条 本市において締結した工事とし、内容は次項のとおりとする。

2 設計金額1千万円以上の工事(随意契約を含む。)を対象とする。ただし、公表することが適切ではないときは、この限りではない。

3 公表設計書により公表する。

設計書鑑、設計概要及び内訳書とし、千葉県工事積算内訳公表要領の公表設計書に準ずる。

4 図面については、土木工事においては平面図及び標準横断図程度、建築関連工事においては、配置図、平面図及び立面図程度を添付する。

(公表の方法等)

第3条 公表の方法等は、次のとおりとする。

(1) 公表の方法

閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)により行う。

(2) 公表場所

契約担当課長が指定する閲覧場所とする。

(3) 公表の時期及び期間

請負契約を締結した日から、請負契約を締結した日の属する月の翌月の末日までとする。

(4) 公表時間

開庁日の9時から17時までを原則とする。

(5) 公表資料の管理及び保管

公表資料の管理及び保管は、工事の施工に関する事務を分掌する課等の長(以下「主管課長」という。)又は主管課長の指名した職員が行うものとする。

(6) 公表資料の貸し出し等

ア 公表資料の貸し出しは行わないものとする。

イ 閲覧等をしようとするものは、契約担当課において閲覧申請簿(別記様式)に必要事項を記載し、主管課長の承認を得て行うものとする。

(7) 費用負担

写しの交付を希望するものは、その写しの作成に要する費用を負担するものとし、その額については、南房総市複写機及び印刷機使用取扱要綱の例による。

附 則

この要領は、平成19年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。